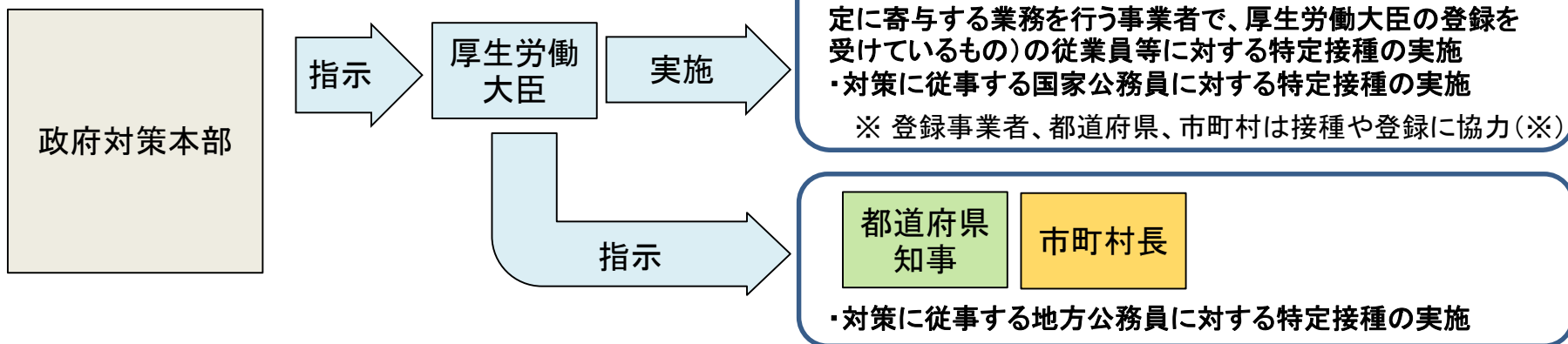


新型インフルエンザにおける予防接種について

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

特定接種(対象:登録事業者の従業員等)

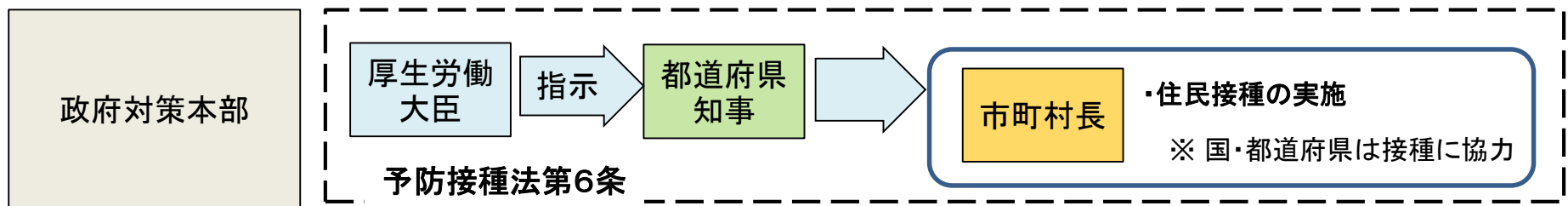
※ プレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチン(プレパンデミックワクチンが有効でない場合)の接種



※ 登録事業者の選定・登録、接種場所(接種実施医療機関)の確保・委託事務、接種対象者(事業者)との連絡調整、ワクチンの流通管理などについて、都道府県や市町村の御協力をいただきたい。詳細については今後検討。

住民に対する予防接種(対象:居住者)

※ パンデミックワクチンの接種



※ 特定接種及び住民接種については、行政による接種勧奨及び被接種者による努力義務を規定。

※ 健康被害救済(予防接種法に基づくA類疾病相当の補償)については、予防接種の実施主体が実施。

パンデミックワクチンの比較

品目	細胞培養インフルエンザ ワクチン (H5N1、プロトタイプ)	乳濁細胞培養インフルエンザ HAワクチン (H5N1、プロトタイプ)	沈降細胞培養インフルエンザ ワクチン (H5N1)
製造販売業者	武田薬品	KMB (旧:一般財団法人化学及血 清療法研究所)	北里
製造方法	細胞培養		
ワクチン形態	不活化全粒子	不活化スプリット	不活化全粒子
アジュバント	なし	あり(AS03)	あり(水酸化アルミニウム)
HA含有量	7.5 μ g/0.5ml	3.75 μ g/0.5ml	30 μ g/1ml、60 μ g/1ml
バイアルの規格	1mlバイアル (2回分量を含有) ただし、最小包装単位は2バイアル =4回分	抗原液(2.5ml)とアジュバント (2.5ml)が1包装 (抗原液とアジュバントを混合 した5mlで10回分量を含有)	9 mlバイアル (9回分量を含有)
成人1回あたりの 接種量・方法	0.5ml 皮下注又は筋注	0.5ml 筋注	1ml 筋注

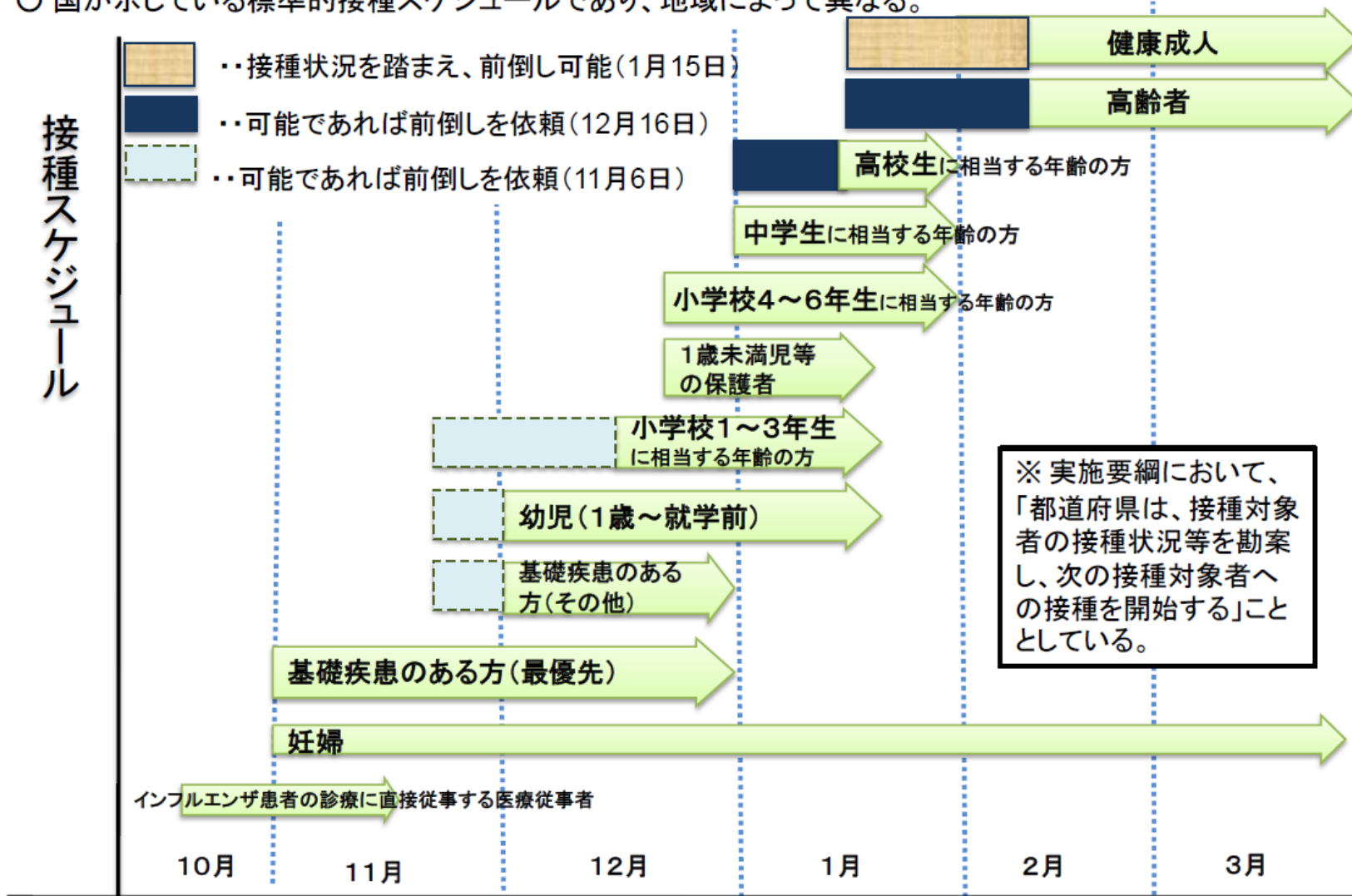
(略語) 北里(北里第一三共ワクチン株式会社)、KMB(KMバイオロジクス株式会社)、

阪大微研会(一般財団法人阪大微生物病研究会)、デンカ生研(デンカ生研株式会社)、武田薬品(武田薬品工業株式会社)

(出典)第11回新型インフルエンザ対策に関する小委員会 資料改変

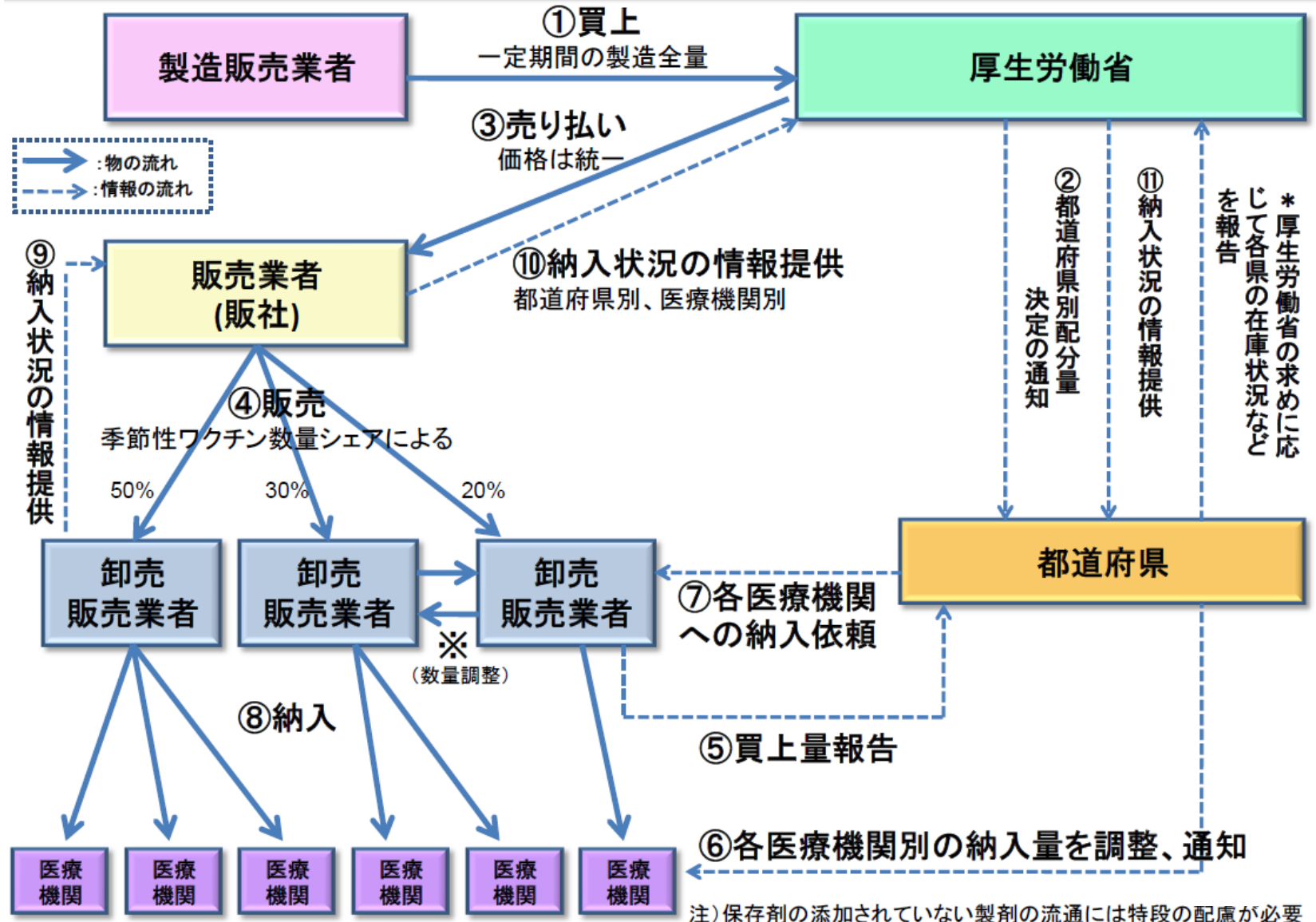
接種スケジュールの目安

○ 国が示している標準的接種スケジュールであり、地域によって異なる。



(平成22年1月15日現在)

新型インフルエンザワクチンの流通スキームについて【国内産ワクチン】



緊急事態宣言の有無による住民接種

	緊急事態宣言が行われている場合	緊急事態宣言が行われていない場合
対象者	全国民	
特措法上の位置づけ	第46条 (住民に対する予防接種)	
予防接種法上の位置づけ	第6条第1項 (臨時接種)	第6条第3項 (新臨時接種)
接種の勧奨	あり	あり
接種の努力義務	あり	なし
実施主体	市町村	
接種方式	原則として集団的接種	
自己負担	なし	あり (低所得者を除き実費徴収可)
費用負担割合	国 1 / 2 都道府県 1 / 4 市町村 1 / 4	国 1 / 2 都道府県 1 / 4 市町村 1 / 4 (低所得者分のみ)
健康被害救済の費用負担	国 1 / 2 都道府県 1 / 4 市町村 1 / 4	

接種対象者の試算方法の考え方(案)

接種順位別の概数を自治体毎に以下の目的のために、事前に把握する必要がある。

- 自治体は、概数をもとに接種会場等の準備を行う。
- 都道府県、国は自治体毎の概数をもとに流通体制を検討するため、**都道府県は各市町村の接種順位別人数を把握し、国は都道府県別の接種順位別人数を把握する。**

※ ここで把握した人数は、発生初期にワクチン配分量の調整に使用する。

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口数	人口統計(総人口)	A	平成27年国勢調査
基礎疾患のあるもの	対象地域の人口の7%	B	2009年当時の試算に基づく(医療・公衆衛生分科会(第3回)資料3 P11)
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計(1-6歳未満)	D	
乳児保護者	人口統計(1歳未満児)×2	E	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計(6歳-18歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数、1歳未満の人口(人口統計)を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E + F + G) = H$

※ 人数は、5年ごとに実施される国勢調査の結果に基づいて更新する。